

2 本県におけるがん検診の現状と課題について

(1) がん検診の位置づけ

制度・法律	実施主体	対象者	内 容
がん検診 (健康増進法第 19 条の 2・ 健康増進法施行規則第 4 条 の 2)	市町村	40 歳以上の 住民(子宮が んのみ 20 歳 以上)	がん検診(厚生労働省指針 で定める胃がん、子宮が ん、乳がん、肺がん、大腸 がん) <u>*努力義務</u>
特定健康診査 (高齢者医療確保法)	医療保険 者(組管 掌健康保 険・共済組 合・国民健 康保険等)	医療保険加入 者(被保険 者・被扶養者)	メタボリックシンドロームに 着目した検診(義務) (腹囲、BMI、脂質、血圧、 血糖、喫煙習慣等)
一般健康診断 (労働安全衛生法第 66 条・ 労働安全衛生規則第 44 条)	事業者	労働者	腹囲、胸部エックス線検査 及び喀痰検査、血圧、肝機 能、脂質、血糖等(義務)

(2) がん検診の実施状況

① 市町村におけるがん検診

県では、厚生労働省の「がん予防重点健康教育及びがん検診実施のための指針」(平成 20 年 3 月 31 日厚生労働省健康局長通知)に基づき、下記のとおり本県独自に「茨城県がん検診実施指針」を定め、5 つのがん検診について、対象年齢、受診間隔、検診方法を規定しており、市町村や検診機関は、この指針に基づき、がん検診を実施している。

【茨城県がん検診実施指針】

がん検診実施項目		対象年齢	受診間隔
胃	胃 X 線	40 歳以上	年 1 回
肺	胸部 X 線 + 喀痰細胞診	40 歳以上	年 1 回
大腸	免疫学的便潜血反応検査 2 日法	40 歳以上	年 1 回
乳	乳房超音波	30～39 歳	年 1 回
	乳房 X 線	40 歳以上	2 年 1 回 (超音波検査にあっては 1 年に 1 回でも可)
	又は乳房超音波 + 乳房 X 線		
子宮	視診、子宮頸部細胞診	20 歳以上	年 1 回

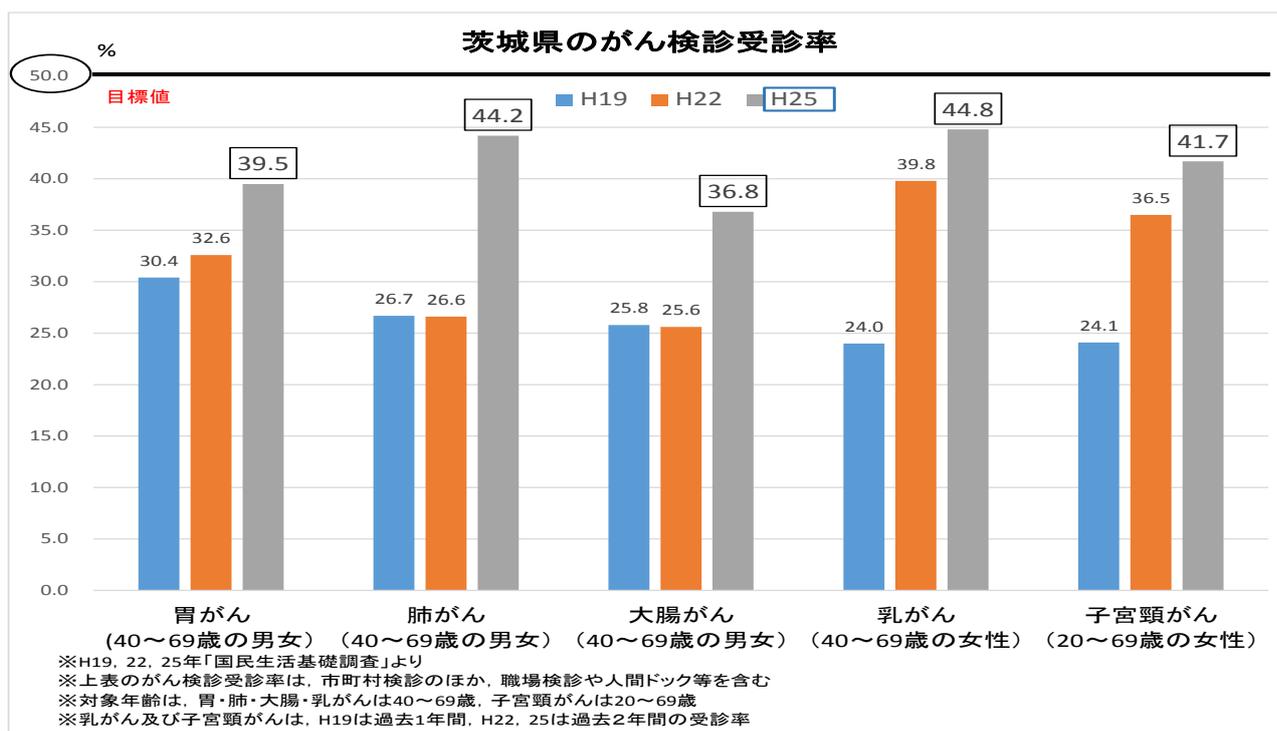
② 職域におけるがん検診

職域においては、法的な位置づけはないが、事業者や保険者が労働者の健康管理の一環として、人間ドックや労働安全衛生法上に基づく定期健康診断のオプションの形で提供している。

平成25年の国民生活基礎調査によると、がん検診受診者の4～7割が職域で受診したと回答しており、職域におけるがん検診は大きな役割を担っている。

(3) 本県のがん検診の受診率について

- 「茨城県総合がん対策推進計画－第三次計画－」及び「茨城県がん検診を推進し、がんと向き合うための県民参療条例」においては、各がん検診の受診率を50%とすることを目標としている。
- 評価指標としては、3年に1度の国民生活基礎調査を用いており、無作為抽出された世帯対象者の市町村及び職域等におけるがん検診受診状況を算定の対象としている。



- 市町村における住民検診については、現在、厚生労働省通知に基づく推計対象者を元にした受診率により市町村間の比較検討を行っている状況である。(別添参考資料6)

- ・ 対象者数 = 市町村人口 - (就業者数 - 農林水産業従事者数)
 厚生労働省健康局総務課長通知「市町村のがん検診事業の充実強化について」で示された算出方法
- ・ 受診者数 市町村による健康増進法に基づく住民検診の受診者実数

- 職域におけるがん検診については、実態を把握する仕組みがない。

(4) がん検診の課題

- がん検診の目的は、がんを早期に発見し、早期に治療を行うことで、がんによる死亡率を減少させることである。
- このためには、受診率の向上が不可欠であるが、各がん検診とも、計画及び条例に定める50パーセントの目標値に到達していない状況にある。
- 他県と比較しても全国平均と同程度で、胃がん・大腸がん・子宮頸がんは全国平均値を下回る。(別添参考資料5)
- また、県が、平成23年度に実施したがんに関する意識調査によると、がん検診未受診の理由として、
 - ・受診の必要性を感じない 33.2%
 - ・検診結果で何か発見されるのが怖い 7.4%
 - ・検査方法が分からず不安 4.5%といった、がん検診に対する知識の不足に起因する回答が全体の約45%を占めており、がん検診に対する県民の意識向上と受診勧奨の促進を図ることが必要である。
- 市町村における住民検診については、個別受診勧奨の推進や受診者に配慮した検診体制の整備などにより住民検診をさらに推進する必要がある。
- 職域におけるがん検診については、事業者や従業員にがん検診の重要性を周知し、がん検診の推進を図る必要がある。
- さらに、検診の結果要精密検査となった者が必ず精密検査を受診するよう、精密検査受診の重要性の周知と受診勧奨の促進を図ることにより、精密検査受診率の向上にも努める必要がある。

(5) 課題に対する対応について

- 上記の課題を解決するため、県、市町村その他がん検診に関係する者で構成する協議の場として本協議会を設け取組を協議していく。
- がん検診は、概ね、市町村が実施する「住民検診」と職場で提供される「職域検診」に分けられることから、本協議会にそれぞれ専門部会を設けて取組を検討していく。